

鳥取県告示第260号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業者の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
株式会社保健企画	鳥取市末広温泉町461	介護ショップひまわり	鳥取市末広温泉町461	平成19年1月4日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
株式会社保健企画	鳥取市末広温泉町461	介護ショップひまわり	鳥取市末広温泉町461	平成19年1月4日

3 特定介護予防福祉用具販売事業者

名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業所の名称	特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地	変更年月日
株式会社保健企画	鳥取市末広温泉町461	介護ショップひまわり	鳥取市末広温泉町461	平成19年1月4日